

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

「横須賀市耐震改修促進計画」の改定について

【訂正版】

公表日

令和5年（2023年）1月31日

お問い合わせ先：横須賀市都市部建築指導課

電話046-822-8319（直通）

横 須 賀 市

「横須賀市耐震改修促進計画」の改定に対する  
パブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

1. 意見募集期間

令和4年（2022年）11月10日（木）から12月1日（木）まで

2. 意見の提出者数及び意見の件数

（1）意見の提出者数 3人

（2）意見の件数 7件

3. 意見の提出方法

提出方法	人数
直接持参	3人
郵送	0人
ファックス	0人
電子メール	0人
合計	3人

4. 意見の内訳

項目	件数
計画全般に関わること	1件
第1章 計画の目的等	0件
第2章 横須賀市において想定される地震の規模・被害の状況	1件
第3章 建築物の耐震化の現状と目標	1件
第4章 建築物の耐震化を促進するための施策	4件
第5章 計画の推進に向けて	0件
合計	7件

5. パブリック・コメント手続において提出された意見及び市の考え方

番号	意見	意見募集時 該当ページ	横須賀市の考え方	修正後の 該当ページ
1	<p>旧耐震の定義がいつも気になります。</p> <p>昭和 56 年 5 月までに設計をして、工事は塩漬けとなりその後施工すると、新耐震になります。しかしながら、耐震性能は旧耐震となり、漏れることになります。</p> <p>p 19 の 7 行目だけは「昭和 56 年 5 月末以前に建築確認を得て着工し・・・」と旧耐震の定義があります。</p> <p>漏れないようにするには、これを共通の定義とされてはいかがでしょうか。</p>	<p>全体</p> <p>19 ページ</p>	<p>わかりやすい表現に改めます。</p>	<p>全体</p>
2	<p>建築物の耐震化向上により家屋（構造物）による圧迫死は低下するものと推測出来ませんが日常生活空間での各種タンス類・書架（棚）・冷蔵庫・食器棚を始め近年増加の大型 TV 等の転倒・落下により自立歩行出来ない怪我や避難路確保を疎外する事が予測され、過去の地震でも数多くの事例が発生・報道されたと記憶しております。</p> <p>特に地域の要・避難所となる町内会館でも新・改築されていても茶ダンス・冷蔵庫や書庫・ロッカー等の類が固定されていないケースが数多く見受けられております。</p> <p>又ホームセンター等で販売されている上下突っ張り形式では一般的な仕上げとされる石膏ボード下地クロス仕上げの吊り天井方式では強度不足と思われます。</p> <p>ホームページにも東京消防庁情報の引用や素案には耐震シェルター・防災ベッドの助成掲載されておりますが、日常生活で強震発生時にはそこまで行き着く事が困難とも思えます。結果多くの被害者発生が予測される事から、注意喚起を促すべきと考えます。</p>	<p>21 ページ</p>	<p>本計画は、建築物の安全性の向上を促進するものとしていますが、建築物内部の安全性確保についても関連する情報と考えますので、情報発信に努める等を追記いたします。</p>	<p>22 ページ</p>
3	<p>阪神淡路地震での出火原因として通電火災が圧倒的に多く、焼死者 550 人の大多数が家屋や家具類の倒壊・圧迫で脱出・救出が叶わず通電火災の影響を受けている事が報じられていると記憶。是非通電防止(感震)ブレーカー等への助成を含め具体的な対応策を明記すべきと考えます。</p>	<p>4 ページ</p>	<p>本計画は、建築物の安全性の向上を促進するものとしていますが、建築物内部の安全性確保についても関連する情報と考えますので、情報発信に努める等を追記いたします。</p>	<p>22 ページ</p>
4	<p>「神奈川県耐震改修促進計画」には、「沿道建築物の耐震化の促進」として、県が耐震診断を義務化した沿道建築物がある旨の記載がありますが、横須賀市に該当はないのでしょうか。</p>	<p>14 ページ</p>	<p>該当がありますので、その旨、記載いたします。</p>	<p>14、26、28 ページ</p>
5	<p>地盤面(基礎)下に免振装置を施している免振建築が公共建築では増加傾向に有りますが最大移動幅+-1m~1.5m(変位量/プラス・マイナス 50cm~75cm)程度しか見込んでいないケースも見受けられており、熊本地震では活断層によっては 2m の移動も報</p>	<p>5 ページ</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>	

	道され活断層群の三浦半島では当たり前前に認識されるべきです。			
6	多少防災に興味をもつ者として 15 頁下段『耐震改修技術者の育成』に掲載の耐震診断及び耐震改修に関する講習会の開催の概要につきまして、公開して頂ければ幸いです。機会・諸事情が許せば参加、必要に応じて地域活動に生かしたいと存じます。	15 ページ	本件講習会は、補助申請手続に特化したものとなっておりますので、出前トークを活用いただければと考えます。	
7	世の中耐震化は補助金が前提となっています。 診断に限らず工事まで具体の補助制度が必要だと思えます。	18 ページ	木造住宅については、平成 8 年度から耐震診断、平成 15 年度から耐震補強工事の補助を実施しております。  マンションについては、平成 17 年度から耐震診断の補助を実施しておりますが、補強工事の補助制度については、耐震診断の相談や診断結果の状況を勘案して検討していきます。	